

維持会員

1 設立の目的

写真美術館では、日本における写真・映像文化のセンター的役割を果たしていくとともに、世界との交流の輪を広げ、国際的な文化交流の拠点となるよう、また開かれた参加型の美術館として広く皆様から愛される美術館となるよう努めている。具体的には、開館以来、日本及び海外の優れた写真・映像作品をさまざまな視野から捉えた展覧会を行ったり、講演会やフロアレクチャー、ワークショップ等による教育普及活動、写真の保存に関する研究などに向けての取り組みを行っている。

これらの役割を果たしていくためには、もとより公立美術館として基本的な運営費は東京都が支えるものであるが、さらに広くご支援・ご援助を賜ることにより、より多彩に充実した活動を展開していくことが出来るという趣旨のもとに維持会員制度を設立した。

2 維持会員募集要項

(1) 募集対象

法人維持会員

(2) 維持会費

法人会員 1口 年30万円より

(3) 維持会員入会申込み先

〒153-0062 東京都目黒区三田1-13-3

東京都写真美術館 維持会員担当

TEL 03-3280-0031

FAX 03-3280-0033



法人維持会員顕名板（2階ロビー）

3 法人維持会員の特典

(1) 顕名

法人名の館内掲示、写真美術館刊行の「写真美術館ニュース eyes (アイズ)」、ホームページへの掲載。

(2) 主催展覧会招待

主催各展覧会毎に招待券および、カタログを進呈。

(3) 展覧会特別鑑賞会招待

オープングレセプション、特別鑑賞会への招待。

(4) 情報提供

「写真美術館ニュース eyes (アイズ)」、出版物の送付。また、催事についての事前の情報提供。

(5) プライベート・パーティ会場提供

法人主催のパーティに対する写真美術館ロビー等の施設提供。

(6) 館長および当館関係者との懇談

写真映像文化振興支援協議会主催のもとに随時懇談会を開催。

4 維持会員会費の主な用途

維持会費は当面写真美術館の次のような活動に充当している。

(1) 写真・映像収蔵品の充実

寄贈・寄託以外のコンテンポラリー作品、海外作家作品の購入の一部に充当し、収蔵品の充実を図る。

(2) 新進作家の発掘と育成

作品発表の場の提供を通じて新進作家の育成に寄与する。

(3) 企画展関係

主催・収蔵・映像展以外の自主企画展等（市民参加型展示会等を含む）の充実を図る。

(4) 国際交流関係

海外各国の写真美術館との交流展示、国際シンポジウムの開催等国際交流を促進する。

(5) 対外サービス活動の支援

スクールプログラム、ワークショップ、ライブラリー活動等の対外サービス活動の支援。



写真映像文化振興支援協議会 理事会

(6) 国内関係先との交流

国内の関係美術館との交流を活性化するとともに維持会員を中心とする写真映像文化振興支援協議会懇談会を開催する。

5 写真映像文化振興支援協議会

本協議会は平成13年度に「写真・映像に係わる文化や芸術等の振興を図るとともに、東京都写真美術館の活動等を支援すること」を目的として設立された団体であり、現在下記の事業を展開している。

(1) 平成18年度事業報告

(ア) 維持会員の募集を積極的に行い、平成18年度中の新規入会は26法人を数え、平成18年度の総会員数は195法人であった。

(イ) 維持会員名を写真美術館正面玄関ロビー頭名板に掲げるとともに、「写真美術館ニュースeyes（アイズ）」並びにホームページに掲載した。

(ウ) 維持会員に対して、主催展覧会への招待、オープニングレセプション・特別鑑賞会・内覧会への招待を行った。また、展覧会図録・出版物の配布を行った。

(エ) 平成18年度理事会を平成18年7月4日（火）に開催するとともに、同日、維持会員・協賛企業懇親会を開催した。また併せて「世界報道写真展2006」、「キュレーターズ・チョイス展」、「イザベル・ユパール展」の各展覧会鑑賞を行った。

(オ) 維持会員を対象とした特別鑑賞会を平成19年2月7日（水）に実施し、「新規コレクション展」のギャラリートークを行うと同時に、懇談会を開催した。

(カ) 自主企画展「デスティニー・ディーコン展」、「世界報道写真50周年記念展 絶望と希望の半世紀」、「中村征夫写真展」、「石内都：mother's」、「パラレル・ニッポン 現代日本建築展1996-2006」、「日本新進作家vol.5 地球の旅人」、「TOKYO」マグナムが撮った東京」について、開催経費支援を行った。

(キ) 収蔵写真作品の充実を図るため、中村征夫の写真30点、北島敬三の写真270点（1組）を購入した。



維持会員・協賛企業等懇親会（2階ロビーにて）



特別鑑賞会ギャラリートーク

(2) 理事会

協議会の理事会は以下の理事で構成されている。
 (平成19年3月31日現在) (社名50音順)

名誉顧問

滝川 精一 前理事長

理事長

永田 圭司 財団法人 画像情報教育振興協会 理事長
 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
 常勤顧問

理事

菊川 剛 オリンパス株式会社 社長
 内田 恒二 キヤノン株式会社 社長
 川上 隆二 コダック株式会社 社長
 村上 隆男 サッポロホールディングス株式会社 社長
 前田 新造 株式会社資生堂 社長
 北島 義俊 大日本印刷株式会社 社長
 足立 直樹 凸版印刷株式会社 社長
 苅谷 道郎 株式会社ニコン 社長
 浦野 文男 ペンタックス株式会社 社長
 桜井 正光 株式会社リコー 社長

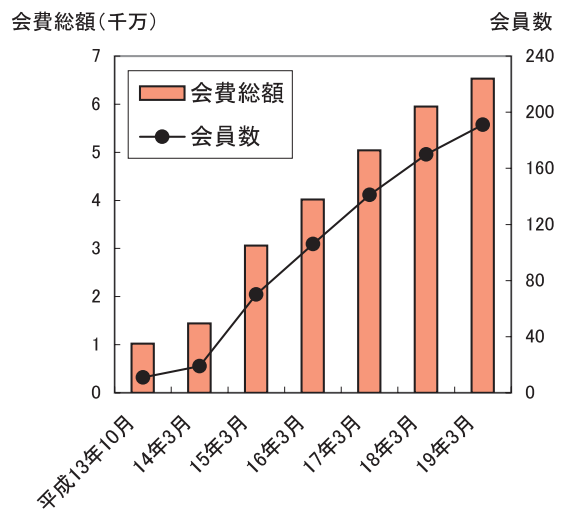
監事

三枝 稔 朝日生命保険相互会社 取締役・専務執行役員

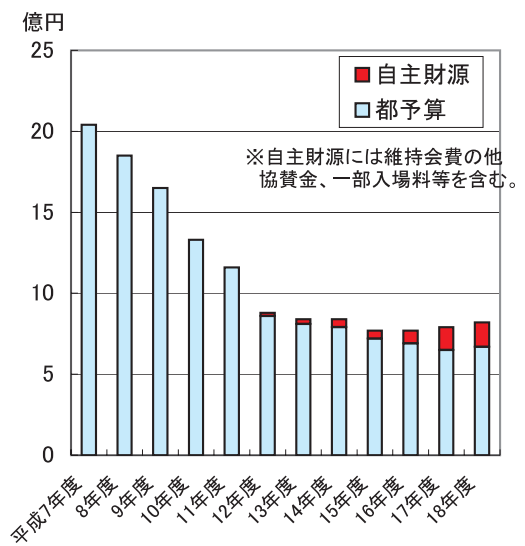
専務理事

末吉 哲郎 東京都写真美術館 参与

法人維持会員数の推移と年間会費総額



予算額に占める自主財源の割合



(特別維持会員)

株式会社アイデム
 キヤノン株式会社
 株式会社資生堂
 東京電力株式会社
 凸版印刷株式会社
 株式会社リコー

(維持会員)

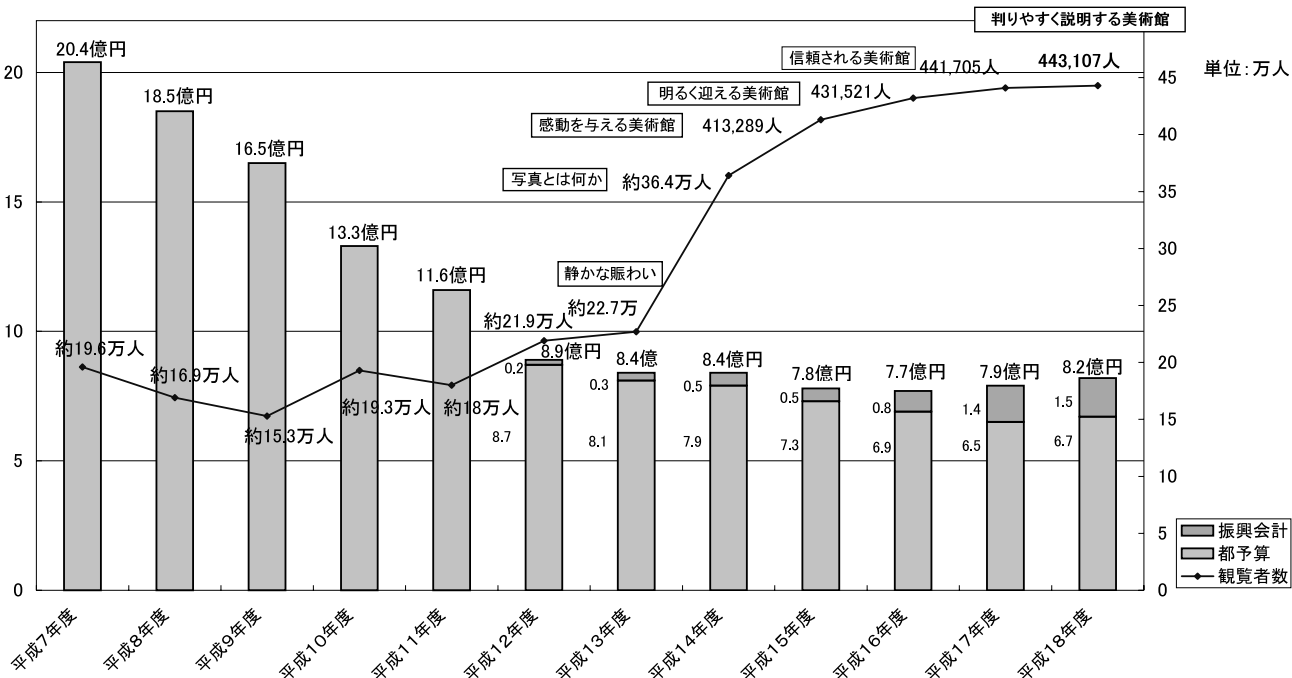
株式会社 I & S BBDO
 株式会社アサツーディ・ケイ
 旭化成株式会社
 朝日新聞社
 朝日生命保険相互会社
 アサヒビール株式会社
 朝日放送株式会社
 株式会社アシェット婦人画報社
 アップルジャパン株式会社
 アデコ株式会社
 株式会社アマナ
 エスエス製薬株式会社
 株式会社NHKアート
 株式会社NHKエデュケーショナル
 株式会社NHKエンタープライズ
 株式会社NHKプロモーション
 NTTコミュニケーションズ株式会社
 株式会社NTTデータ
 株式会社NTTドコモ
 NTT都市開発株式会社
 エルメスジャパン株式会社
 株式会社大塚商会
 株式会社大林組
 奥村印刷株式会社
 オムロン株式会社
 オリックス株式会社
 オリンパス株式会社
 株式会社オンワード樺山
 科研製薬株式会社
 カシオ計算機株式会社
 鹿島建設株式会社
 株式会社角川書店
 カトーレック株式会社
 カルピス株式会社
 キッコマン株式会社
 株式会社紀伊國屋書店
 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
 株式会社キューンコミュニケーションズ
 株式会社ぎょうせい
 共同印刷株式会社
 社団法人共同通信社
 協和醗酵工業株式会社
 キリンビール株式会社
 株式会社講談社
 株式会社光文社
 株式会社国書刊行会
 株式会社コーセー
 コダック株式会社
 コニカミノルタホールディングス株式会社
 株式会社コングレ
 株式会社ザ・アール
 サッポロホールディングス株式会社
 佐藤製薬株式会社
 三共株式会社
 産経新聞社
 サントリー株式会社
 株式会社ジェイアール東日本企画

ジェイティービー印刷株式会社
 株式会社実業之日本社
 清水建設株式会社
 株式会社写真弘社
 シャネル株式会社
 株式会社集英社
 株式会社主婦と生活社
 株式会社主婦の友社
 瞬報社写真印刷株式会社
 株式会社小学館
 松竹株式会社
 信越化学工業株式会社
 株式会社新潮社
 株式会社スタジオアリス
 株式会社スタジオジブリ
 株式会社スタッフサービス・ホールディングス
 住友化学株式会社
 株式会社生活の友社
 セイコー株式会社
 株式会社青春出版社
 積水ハウス株式会社
 株式会社絶対空間
 セントラル警備保障株式会社
 全日本空輸株式会社
 ソニー株式会社
 第一建築サービス株式会社
 第一法規株式会社
 大成建設株式会社
 大日本印刷株式会社
 株式会社竹中工務店
 株式会社タムロン
 株式会社丹青社
 株式会社中央公論新社
 中外製薬株式会社
 株式会社ディー・エイチシー
 株式会社ティー・ピー・オー
 株式会社テー・オー・ダブリュー
 株式会社テレビ朝日
 株式会社テレビ東京
 電源開発株式会社
 株式会社電通
 東亜建設工業株式会社
 東京ガス株式会社
 東京急行電鉄株式会社
 東京工芸大学
 東京新聞・中日新聞社
 株式会社東京スタジオ
 東京総合写真専門学校
 東京テアトル株式会社
 東京都競馬株式会社
 株式会社東京ドーム
 株式会社東京美術倶楽部
 株式会社東京放送
 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
 株式会社東芝
 東宝株式会社
 株式会社東北新社
 株式会社徳間書店
 図書印刷株式会社
 戸田建設株式会社
 トヨタ自動車株式会社
 株式会社ニコン
 日外アソシエーツ株式会社
 日産自動車株式会社
 株式会社NIPPONコーポレーション
 日本オラル株式会社

株式会社日本カメラ社
 日本経済新聞社
 日本興亜損害保険株式会社
 株式会社日本広告社
 社団法人日本広告写真家協会
 日本写真印刷株式会社
 社団法人日本写真家協会
 社団法人日本写真協会
 日本写真芸術専門学校
 日本写真作家協会
 社団法人日本写真文化協会
 日本大学芸術学部
 日本たばこ産業株式会社
 日本テレビ放送網株式会社
 日本ハム株式会社
 日本ビューレット・パッカード株式会社
 株式会社ニッポン放送
 日本油脂株式会社
 日本レコードマネジメント株式会社
 日本ロレックス株式会社
 株式会社博報堂
 株式会社林原生物化学研究所
 株式会社バンダイ
 ぴあ株式会社
 東日本旅客鉄道株式会社
 光写真印刷株式会社
 株式会社ビックカメラ
 ヒノキ新薬株式会社
 株式会社ファーストリテイリング
 株式会社ファンケル
 富国生命保険相互会社
 富士重工業株式会社(スバル)
 富士ゼロックス株式会社
 株式会社フジテレビジョン
 富士フィルム株式会社
 株式会社扶桑社
 株式会社ブリヂストン
 株式会社プリンスホテル
 株式会社フレームマン
 株式会社文藝春秋
 株式会社ベネッセコーポレーション
 ベンタックス株式会社
 株式会社ホテルオークラ
 株式会社堀内カラー
 本田技研工業株式会社
 毎日新聞社
 株式会社マガジンハウス
 松下電器産業株式会社
 マミヤ・デジタル・イメージング株式会社
 丸善株式会社
 三井倉庫株式会社
 株式会社三越
 三菱地所株式会社
 武蔵大学
 森ビル株式会社
 モルガン・スタンレー証券株式会社
 モンブラン ジャパン株式会社
 ヤマトロジスティクス株式会社
 U F J ニコス株式会社
 ユニリーバ・ジャパン株式会社
 横河電機株式会社
 株式会社吉野工業所
 株式会社ヨドバシカメラ
 読売新聞社
 ライオン株式会社
 株式会社ワコール

平成18年度 予算額と年間観覧者数

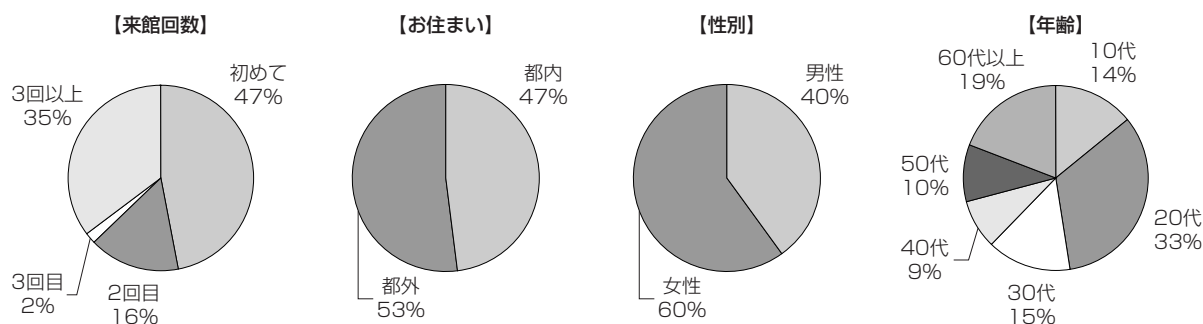
単位: 億円



平成18年度 入館者数内訳

事項	収蔵・映像展	自主企画展	共催展	実験劇場	観覧者合計	その他入館者								その他入館者合計	入館者総合計
						展覧会に伴なう講演会	ワークショップ	スクールプログラム	図書室	ホール利用	アトリエ	ギャラリートーク	サイン会等		
4月	0	25,235	1,839	1,600	28,674	66	13	45	2,071	0	120	0	0	2,315	30,989
5月	0	5,780	16,367	3,482	25,629	0	22	45	2,517	0	70	0	220	2,874	28,503
6月	1,689	2,399	21,513	5,905	31,506	0	52	191	2,498	0	150	103	0	2,994	34,500
7月	5,504	4,413	31,367	3,569	44,853	0	166	142	2,764	0	286	50	0	3,408	48,261
8月	4,185	31,615	1,878	4,153	41,831	195	130	103	2,255	0	195	311	138	3,327	45,158
9月	6,369	28,663	5,028	2,705	42,765	348	100	112	2,144	0	183	276	0	3,163	45,928
10月	3,207	10,388	9,458	2,355	25,408	287	15	0	2,057	0	60	389	0	2,808	28,216
11月	7,896	11,000	8,925	1,720	29,541	0	58	270	2,053	0	80	40	0	2,501	32,042
12月	13,368	1,758	7,517	2,597	25,240	170	109	313	1,844	0	140	45	0	2,621	27,861
1月	20,803	9,097	0	3,885	33,785	0	61	347	2,075	0	150	847	0	3,480	37,265
2月	14,241	7,063	26,764	4,873	52,941	1,536	11	233	2,060	0	120	0	0	3,960	56,901
3月	8,739	9,681	36,117	6,397	60,934	0	180	0	2,167	0	230	43	30	2,650	63,584
合計	86,001	147,092	166,773	43,241	443,107	2,602	917	1,801	26,505	0	1,784	2,104	388	36,101	479,208

平成18年度 来場者の内訳（アンケート調査より）



平成18年度 マスコミ等掲出状況

【単位：件】

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
TV・ラジオ 放送件数	6	6	5	4	10	10	4	5	4	6	3	3	66
活用事業 実施回数	19	30	23	41	33	23	26	23	28	33	30	33	342
雑誌等 掲出件数	49	93	61	69	60	58	60	65	72	63	54	72	776
ホームページ アクセス件数	405,066	442,703	425,059	470,594	533,555	517,068	494,921	449,200	419,486	495,509	405,816	462,563	5,521,540

平成18年度 ボランティア活動状況

【単位：件】

事 項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
登録者数	36	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
活用事業 実施回数	1	4	4	5	3	4	0	9	4	5	4	6	49
延活動者数	1	10	12	13	13	15	0	36	14	11	13	24	162
研修実施 回数	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	1	9
研修 参加者数	5	17	5	5	3	6	0	0	5	9	0	18	73

平成18年度 貸出施設利用状況

【単位：日】

事業名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホール	開館日数	26	27	26	26	27	27	26	26	24	26	21	23	305
	貸出日数	26	27	26	26	27	27	24	25	22	26	21	23	300
	稼働率	100	100	100	100	100	100	92	96	92	100	100	100	98.4%
3階展示室	開館日数	26	27	26	26	27	27	26	26	24	26	21	23	305
	貸出日数	22	24	22	23	27	23	25	24	20	26	21	23	280
	稼働率	85	100	85	88	100	85	96	92	83	100	100	100	91.8%
2階展示室	開館日数	26	27	26	26	27	27	26	26	24	26	21	23	305
	貸出日数	22	27	22	26	23	23	26	22	20	24	19	23	277
	稼働率	85	100	85	100	85	85	100	85	83	92	91	100	90.8%
創作室	開館日数	26	27	26	26	27	27	26	26	24	26	25	23	309
	貸出日数	6	7	16	15	16	18	4	13	7	12	13	18	145
	稼働率	23	26	62	58	59	67	15	50	38	46	52	78	46.9%

平成18年度 収蔵作品・資料貸出一覧

貸出先	展覧会名	貸出期間	点数
豊田市美術館	内なるこども	平成18年4月14日(金)～6月28日(水)	3
Staatliche Museum zu Berlin, Neue Nationalgalerie (森美術館)	Tokyo-Berlin/Berlin-Tokyo	平成18年5月8日(月)～10月31日(火)	38
日本テレビ	茂木健一郎の『ニューロンの回廊』 第5回メディアアーティスト 岩井俊雄	平成18年5月28日(日)～6月8日(木)	1
長野県信濃美術館	ヘアー・デザイン	平成18年6月23日(金)～9月1日(金)	30
岡山県立美術館	特別展「MITE! おかやま」	平成18年7月14日(金)～8月23日(水)	7
東京富士美術館	だいすきDAISUKI犬と猫展	平成18年7月10日(月)～9月30日(土)	2
東京都江戸東京博物館	美空ひばり展	平成18年7月25日(火)～10月7日(月)	4
長崎県美術館	デジタル遊園地-ネットワーク・アートの未来	平成18年7月29日(土)～9月3日(日)	1
茨城県近代美術館	家族の情景展 -日本の家族を考える	平成18年8月28日(月)～11月15日(水)	10
群馬県立館林美術館	夢のなかの自然-昭和初期のシュルレアリスムから 現代の絵画へ	平成18年9月1日(金)～12月13日(水)	10
愛媛県美術館	魚のすがた	平成18年9月26日(火)～12月3日(日)	16
世田谷美術館	ルソーの見た夢、ルソーに見る夢 (全て寄託作品)	平成18年9月28日(木)～平成19年5月14日(月)	2
愛知県美術館			
島根県立美術館			
麦酒記念館	ソナーサウンドエクストラ	平成18年10月7日(土)～10月9日(月・祝)	4
バルテノン多摩	「電車にみる都市風景 1981-2006」展	平成18年11月18日(土)～12月26日(火)	37
神奈川県立近代美術館 葉山	時代と美術の多面体	平成18年12月27日(水)～平成19年4月10日(火)	4
国立新美術館	20世紀美術探検	平成18年12月27日(水)～平成19年4月10日(火)	15
広島平和記念資料館	林重男写真展	平成19年1月5日(金)～7月31日(火)	1 (FRONT 復刻版)
国立新美術館	文化庁メディア芸術祭10周年記念展-日本の表現力	平成19年1月21日(日)～2月4日(日)	10
熊本市現代美術館	森村泰昌-美の教室、静聴せよ	平成19年2月26日(月)～9月30日(日)	2
横浜美術館			

平成18年度 プリントスタディールーム月別申請一覧

月	申請者数(人)	申請点数(点)	閲覧点数(点)
4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	3	26	26
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	1	4	2
11月	1	6	6
12月	0	0	0
1月	0	0	0
2月	0	0	0
3月	1	9	9
総計	6	45	43

平成18年度 中学生職場体験受入実績

学校名	学年	人数	期間
目黒区立目黒中央中学校	2年生	1名	平成19年1月24日(水)～1月26日(金) 3日間
渋谷区立笹塚中学校	2年生	1名	平成19年1月30日(火)～2月1日(木) 3日間
渋谷区立広尾中学校	2年生	1名	平成19年2月7日(水)～2月9日(金) 3日間
大田区立大森第十中学校	2年生	3名	平成19年2月15日(木)～2月16日(金) 2日間

平成18年度 展覧会別入場者数

【単位：人】

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
収蔵・映像	1 キュレーターズ・チョイス	6/24 -7/17	21日間	7,193
	2 ポスト・デジグラフィ	8/12 -10/15	56日間	13,761
	3 コラージュとフォトモンタージュ展	11/3 -12/17	38日間	13,785
	4 球体写真二元論 細江英公の世界	12/9 -1/28	41日間	17,425
	5 光と影ーはじめに、ひかりが、あった	12/23 -2/18	47日間	17,300
	6 新規コレクション展 ようこそ写真美術館へ	2/3 -2/18	14日間	7,798
	7 夜明けまえ-日本写真開拓史 I 関東編	3/10 -3/31 (5/6)※2	19日間	8,739
自主企画	1 10周年特別企画：新進作家展vol.4 私のいる場所：ゼロ年代の写真論	(3/11)4/1 -4/23※1	20日間	24,264
	2 オーストラリア現代作家 デスティニー・ディーコン展	4/29 -6/11	39日間	9,150
	3 世界報道写真50周年展 絶望と希望の半世紀	7/22 -9/10	44日間	23,686
	4 中村征夫写真展 海中2万7000時間の旅	8/5 -9/18	39日間	38,949
	5 石内都：mother's	9/23 -11/5	38日間	12,824
	6 パラレル・ニッポン 現代日本建築展 1996-2006	10/21 -12/3	38日間	12,378
	7 新進作家展vol.5 地球の旅人 新たなネイチャーフォトの挑戦	1/2 -2/18	42日間	16,160
	8 マグナム・フォト創設60周年記念展 "TOKYO" マグナムが撮った東京	3/10 -3/31 (5/6)※2	19日間	9,681
共催	1 ギョー・ブルダン	4/29 -5/27	26日間	9,757
	2 第34回社団法人日本広告写真家協会 公募展	4/29 -5/14	15日間	5,427
	3 マイケル・ケンナ展「IN JAPAN」	5/20 -6/25	32日間	10,703
	4 写真の町 東川町海外作家コレクション展 -20年の軌跡-	6/1 -6/18	16日間	4,727
	5 世界報道写真展2006	6/17 -7/30	38日間	34,182
	6 イザベル・ユペール展 Woman of Many Faces	7/1 -8/6	32日間	8,168
	7 HASHI (橋村奉臣) 展 「一瞬の永遠」 & 「未来の原風景」	9/16 -10/29	38日間	14,486
	8 写真新世紀 東京展2006 第29回公募受賞作品展	11/11 -12/3	20日間	11,725
	9 第17回日本写真作家協会展 第4回日本写真作家協会公募展	12/9 -12/24	14日間	4,717
	10 第10回文化庁メディア芸術祭	2/24 -3/4	9日間	60,316
	11 第7回九州産業大学フォトコンテスト 受賞作品 上野彦馬賞写真展	3/10 -3/18	8日間	2,286

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
実験劇場等	1 ウォ・アイ・ニー	(3/11)4/1 -4/14※1	12日間	671
	2 緑茶	4/15 -5/19	31日間	1,976
	3 アダン	5/20 -6/23	30日間	7,789
	4 ゴーヤーちゃんぷるー	6/24 -7/14	18日間	1,783
	5 女優・イザベル・ユペール特集上映会	7/15 -7/21	6日間	980
	6 F4 Music World	7/22 -8/11	18日間	3,071
	7 アンリ・カルティエ=ブレッソン 瞬間の記憶	8/12 -8/25	12日間	1,739
	8 「中村征夫写真展」関連イベント	8/20	1日間	195
	9 バトリス・ルコントのドゴラ	8/26 -9/22	24日間	2,172
	10 「ポスト・デジグラフィ」展イベント	9/19	1日間	111
	11 アンリ・カルティエ=ブレッソン 瞬間の記憶	9/23 -9/29	6日間	780
	12 「HASHI (橋村奉臣)」展関連イベント	9/30	1日間	147
	13 「石内都：mother's」展関連イベント	10/1	1日間	287
	14 ライフインモーション	10/3 -10/5	3日間	85
	15 パッセンジャー	10/7 -10/20	12日間	1,229
	16 東京国際映画祭	10/21 -10/25	5日間	323
	17 ショートショートフィルム フェスティバル&アジア	10/26 -10/29	4日間	431
	18 画像保存セミナー	11/2	1日間	153
	19 ニキフォル 知られざる天才画家の肖像	11/3 -12/24	45日間	3,468
	20 「写真新世紀 東京展2006」展 トークショー	12/1	1日間	283
	21 台湾人形アニメ	12/15	1日間	295
	22 「球体写真二元論 細江英公の世界」展 トークイベント	12/27	1日間	118
	23 恋人たちの失われた革命	1/2 -2/18	42日間	5,821
	24 文化庁メディア芸術祭	2/24 -3/4	9日間	6,449
	25 パラダイス・ナウ	3/10 -3/31 (4/27)※2	19日間	2,885

※1 「私のいる場所」、「ウォ・アイ・ニー」は平成18年4月1日以降の入場者数
※2 「夜明けまえ」、「マグナムが撮った東京」、「パラダイス・ナウ」は平成19年3月31日までの入場者数

平成18年度 東京都写真美術館予算概要(平成18年7月1日補正)

【単位：千円】

一般会計

I 事業活動収支の部	
事業活動収入	
事業収入	1,001
写真美術館事業収入	1,001
参加料収入	1,000
出版物販売収入	1
繰入金収入	4,001
付帯事業特別会計からの繰入金収入	4,001
事業活動収入計	5,002
事業活動支出	
事業費支出	4,952
写真美術館事業費支出	4,952
(ワークショップ)	4,952
管理費支出	50
事務局費支出	50
事業活動支出計	5,002
当期収支差額	0
前期繰越収支差額	0
次期繰越収支差額	0

受託事業特別会計

I 事業活動収支の部	
事業活動収入	
事業収入	47,661
写真美術館事業収入	47,661
入場料収入	26,661
施設使用料収入	21,000
受託料収入	602,428
東京都受託料収入	602,428
事業活動収入計	650,089
事業活動支出	
事業費支出	572,449
写真美術館事業費支出	572,449
(美術館管理運営)	221,673
(展覧会事業)	58,462
(情報システム)	18,069
(図書室の運営)	10,580
(保存科学研究室)	1,025
(調査研究)	772
(貸出施設の運営)	7,495
(広報事業)	29,787
(作品資料収集事業)	5,560
(事業人件費)	179,026
(収蔵作品の購入)	40,000
管理費支出	80,233
管理費支出	60
事務局費支出	80,173
事業活動支出計	652,682
当期収支差額	△ 2,593
前期繰越収支差額	49,163
次期繰越収支差額	46,570

写真・映像文化振興事業特別会計

I 事業活動収支の部	
事業活動収入	
会費収入	60,000
維持会費収入	60,000
事業収入	80,150
写真・映像文化振興事業収入	80,150
入場料収入	55,000
参加料収入	50
出版物販売収入	3,000
商品販売収入	100
協賛金収入	5,000
共催事業収入	17,000
事業活動収入計	140,150
事業活動支出	
事業費支出	139,950
写真・映像文化振興事業費支出	139,950
(展覧会事業)	102,724
(実験劇場)	11,200
(写真・映像振興事業)	16,000
(スクールプログラム)	1,206
(事業人件費)	8,820
管理費支出	10,200
事務局費支出	10,200
事業活動支出計	150,150
事業活動支出計	150,150
当期収支差額	△ 10,000
前期繰越収支差額	18,655
次期繰越収支差額	8,655

付帯事業特別会計

I 事業活動収支の部	
事業活動収入	
事業収入	10,614
写真美術館事業収入	10,614
管理手数料収入	9,480
光熱水費収入	1,134
事業活動収入計	10,614
事業活動支出	
事業費支出	2,392
写真美術館事業費支出	2,392
(ミュージアムショップ等)	2,392
管理費支出	1,162
事務局費支出	1,162
繰入金支出	5,478
一般会計(写美)への繰入金支出	4,001
付帯会計(事務局)への繰入金支出	1,477
事業活動支出計	9,032
当期収支差額	1,582
前期繰越収支差額	3,551
次期繰越収支差額	5,133

● 東京都写真美術館条例

平成2年3月31日

条例第20号

東京都写真美術館条例を公布する。

○東京都写真美術館条例

(設置)

第1条 都民のための写真及びその他の映像(以下「写真等」という。)に関する文化の振興を図るため、東京都写真美術館(以下「館」という。)を東京都目黒区三田1丁目13番3号に設置する。

(事業)

第2条 館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 写真等の作品その他の写真等に関する資料(以下「作品等」という。)の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- 2 写真等に関する調査及び研究に関すること。
- 3 写真等に関する図書収集、保管及び利用に関すること。
- 4 写真等に関する講演会、講習会等の主催、広報、出版等の普及活動に関すること。
- 5 館の施設の提供に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(休館日及び開館時間)

第3条 館の休館日及び開館時間は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める。

(作品等の特別閲覧)

第4条 館に所蔵されている作品等について、研究又は鑑賞のため、プリントスタディールームにおける閲覧(以下「特別閲覧」という。)をしようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の特別閲覧の承認をしないことができる。

- 1 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 作品等の管理上支障があると認められるとき。
- 3 館の管理上支障があると認められるとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、知事が不適当と認めるとき。

(特別閲覧料)

第5条 前条第1項の規定により承認を受けた者は、別表第1に定める額の特別閲覧料を前納しなければならない。

(使用の承認)

第6条 写真等に関する文化の振興に資する展覧会、講演会等を実施するために館の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用の承認をしないことができる。

- 1 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 館の管理上支障があると認められるとき。

- 3 申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、知事が不適当と認めるとき。

(利用料金)

第7条 前条第一項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)並びに収蔵展(館の収蔵作品を中心とする展示をいう。)及び映像展(映像展示室において行われる展示をいう。)を観覧しようとする者は、指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。)に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減額又は免除)

第8条 指定管理者は、規則で定めるときその他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、正当な理由があるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用权の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更禁止)

第11条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 1 使用の目的に違反して使用したとき。
- 2 この条例に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
- 3 善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 4 災害その他の事故により館の使用ができなくなったとき。
- 5 工事その他の都合により、知事が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用を終了したときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 作品等又は館の施設若しくは設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入館の制限等)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- 1 他人に迷惑をかけ、又は作品等若しくは館の施設若しくは設備を損壊するおそれがあると認めるとき。
- 2 前号に掲げる場合のほか、館の管理上支障があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第16条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。))に、館の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 1 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- 2 館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- 3 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 1 第4条第1項の規定により、特別閲覧の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、若しくは不相当と認めるときに、特別閲覧の承認をしないこと。
- 2 第6条第1項の規定により、施設等の使用の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号若しくは第2号に該当するとき、施設等を必要と認める事業に使用するとき、その他使用を不相当と認めるときに、使用の承認をしないこと。
- 3 第11条ただし書の規定により、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えることについて承認をすること。
- 4 第12条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号に該当するとき、使用者がこの条例に違反し、若しくは指定管理者の指示に従わなかったとき、又は工事その他の都合により特に必要と認めるときに、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずること。
- 5 第15条の規定により、同条各号に該当すると認めて、入館を禁じ、又は退館を命ずること。

3 前項第2号の業務を指定管理者が行う場合において、申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するときは、指定管理者は、使用の承認をしないことができる。

(指定管理者の指定)

第17条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に館の管理運営を行うことができる者と認める者を指定管理者に指定するものとする。

- 1 前条第1項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- 2 安定的な経営基盤を有していること。
- 3 館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- 4 利用者のサービス向上を図ることができること。
- 5 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 知事は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(知事の調査及び指示)

第18条 知事は、館の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理運営の業務又は経理の状況に関し定期的に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 1 管理運営の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- 2 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 3 第21条第1項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 4 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第2又は別表第3に定める額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあっては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。))とあるのは「知事」と、「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。))とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「知事が」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2及び別表第3中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公表)

第20条 知事は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理運営の基準等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、館の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 1 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
 - 2 都民の平等な利用を確保すること。
 - 3 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - 4 館の施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - 5 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、別途知事が定める管理運営に関する基準を満たすこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 1 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 2 業務の実施に関する事項
 - 3 事業の実績報告に関する事項
 - 4 前3号に掲げるもののほか、館の管理運営に関し必要な事項

(委任)

第22条 第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成17年条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の東京都写真美術館条例第7条から第9条まで及び第16条の規定は、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の東京都写真美術館条例第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

別表第1(第5条関係)

単位	特別閲覧料
1点1回	340円

別表第2(第7条、第19条関係)

	区分	使用単位	利用料金	
施設	2階展示室	全日	79,690円	
	3階展示室	全日	79,690円	
	ホール	午前		17,520円
		午後		23,370円
		夜間		23,370円
		全日		58,430円
	創作室	午前		6,030円
		午後		8,040円
		夜間		8,040円
		全日		20,120円
ロビー、エントランスホール その他の施設(規則で定める施設又は部分を除く。)	1平方メートル全日		160円	
附帯設備	ホール用同時通訳設備	1式1回	2,500円	
	ホール用ビデオプロジェクター	1式1回	5,000円	
	電源設備	1キロワット1回	120円	

- 備考
- 1 施設の使用単位は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6時から午後9時まで、全日は午前9時から午後9時までとする。
 - 2 附帯設備の使用単位の1回は、施設の使用単位の午前、午後又は夜間に対応するものとする。

別表第3(第7条、第19条関係)

区分	利用料金(観覧)(1人1回につき)	
	個人	団体(20人以上)
一般	1,120円	890円
高齢者(65歳以上の者をいう。備考2において同じ。)及び生徒	560円	440円

- 備考
- 1 生徒とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。ただし、中学校の生徒及びこれに準ずる者のうち、東京都の区域内に住所を有するもの並びに東京都の区域内に所在する中学校及びこれに準ずる学校に在学するものを除く。
 - 2 一般とは、高齢者及び生徒(前号ただし書に規定する者を含む。)以外の者をいう。ただし、小学生及び学齢に達しない者を除く。

● 東京都写真美術館施行規則

平成2年5月25日

規則第96号

東京都写真美術館条例施行規則を公布する。

○東京都写真美術館条例施行規則

(休館日)

第1条 館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 1 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日当たるときは、その翌日)
- 2 1月1日から同月4日まで
- 3 12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号。以下「条例」という。)第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う休館日の変更を待ついとまがないと認めるときは、同項に定める休館日に館を臨時に開館することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により館を臨時に開館したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(開館時間等)

第2条 館の開館時間及び入館時間は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う開館時間及び入館時間の変更を待ついとまがないと認めるときは、館の開館時間及び入館時間を臨時に延長することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により館の開館時間及び入館時間を臨時に延長したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(特別閲覧の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により館に所蔵されている作品等の特別閲覧をしようとする者は、特別閲覧申請書(別記第1号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(特別閲覧の承認)

第4条 条例第4条第1項の規定により特別閲覧の承認をしたときは、知事は、特別閲覧承認書(別記第2号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する特別閲覧承認書は、特別閲覧をするときにこれを係員に提示しなければならない。

(特別閲覧料の徴収)

第5条 知事は、特別閲覧料を徴収するときは、館に掲示する方法により納入の通知をするものとする。

2 特別閲覧料の徴収については、指定管理者に委託することができる。

(使用の申請等)

第6条 条例第6条第1項の規定により施設等を使用しようとする者は、使用申請書(別記第3号様式)を使用月の前6月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例別表第2に規定する規則で定める施設又は部分とは、次に掲げるものをいう。

- 1 事務室
- 2 館長室
- 3 収蔵庫
- 4 機械室
- 5 中央監視室
- 6 書庫
- 7 前各号に掲げるもののほか、使用させることにより館の管理運営に支障が生じると知事が認めるもの。

(使用の承認)

第7条 前条第1項の規定により使用の承認をしたときは、知事は、使用承認書(別記第4号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する使用承認書は、施設等を使用するときにこれを係員に提示しなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第8条 指定管理者は、条例第7条第2項に規定する利用料金の額を定めるときは、利用料金承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

(利用料金の減免)

第9条 条例第8条の規定により利用料金を減額することができる場合及びその減額の割合又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

- 1 都内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者の引率者並びに都内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 免除
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 3 都が発行する愛の手帳又は道府県が発行する療育手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 5 高齢者(65歳以上の者をいう。)が観覧するとき(毎月第3水曜日に限る。) 免除
- 6 都内に住所を有する者で18歳未満の子を同伴する者が観覧するとき(毎月第3土曜日及び第3日曜日に限る)。 5割
- 7 若手芸術家として知事が別に定める芸術家の創造活動又は伝統文化活動を支援する事業で知事が指定する事業を実施するために施設等

- を使用するとき。 免除
- 8 都内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるものが、児童又は生徒のための事業を実施するために施設等を使用するとき。 5割
 - 9 官公署が施設等を使用するとき。 2割5分

(指定管理者の申請)

第10条 条例第17条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 1 事業計画書
- 2 文化施設又はこれに類する施設の管理運営に関する業務実績を記載した書類
- 3 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するものの
- 4 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 6 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第11条 条例第17条第2項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 1 都の文化施策及び文化施設運営の方針にのっとり、都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- 2 文化施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- 3 文化施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、館の適正な管理運営を行うために知事が定める基準

(指定管理者に関する読替え)

第12条 条例第16条の規定により指定管理者が館の管理運営に関する業務を行う場合についての第3条、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

(臨時の館の管理運営に関する準用)

第13条 第9条の規定は、条例第19条第2項の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委 任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、東京都生活文化局長が定める。

附 則(平成17年規則第38号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都写真美術館条例施行規則第1条第2項及び第3項、第2条第2項及び第3項、第3条、第5条、第6条第1項、第8条、第10条並びに別記第1号様式から第5号様式までの規定は、平成18年9月1日(同日前に東京都写真美術館条例の一部を改正する条例(平成17年東京都条例第27号)による改正後の東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号)第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

別表(第2条関係)

施設名	開館時間	入館時間
2階展示室 3階展示室 映像展示室	午前10時から午後6時まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後8時まで	午前10時から午後5時30分まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後7時30分まで
図書室 プリント スタディールーム	午前10時から午後6時まで	午前10時から午後5時30分まで

備考 この表の規定は、2階展示室及び3階展示室にあっては収蔵展を開催する期間について適用する。

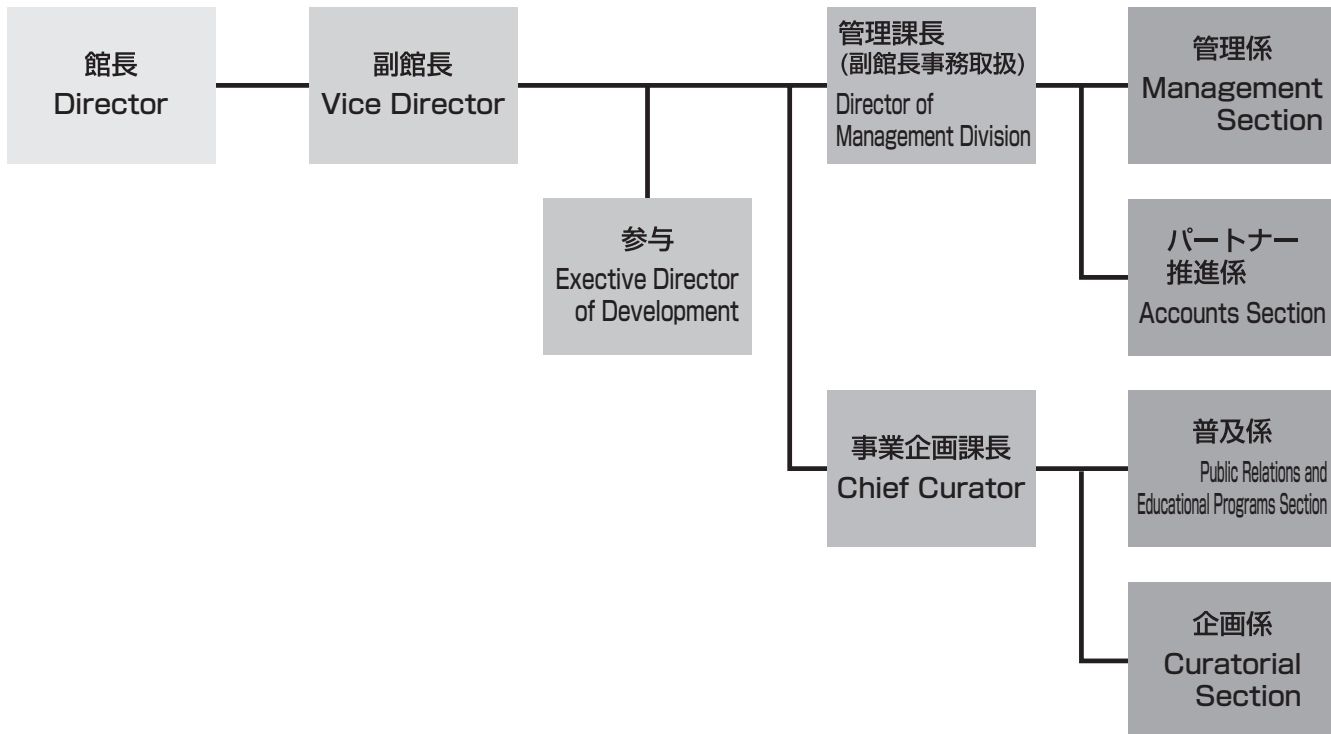
●開館の経緯

- 昭和61年11月—第二次東京都長期計画で「写真文化施設の設置」を発表
- 昭和62年9月—東京都映像文化施設設置委員会設置
- 昭和63年7月—東京都映像文化施設作品資料収集・評価委員会設置
- 平成元年2月—「東京都映像文化施設（仮称）基本構想」（設置企画委員会報告）を発表
- 平成元年8月—東京都写真美術館設置企画委員会、同作品資料収集・評価委員会設置
- 平成2年6月—東京都写真美術館条例施行。東京都写真美術館一時施設開館
- 平成3年8月—「東京都写真美術館基本計画」を発表。東京都写真美術館総合施設の建設工事着手
- 平成5年7月—東京都写真美術館総合施設開設準備委員会設置
- 平成6年8月—東京都写真美術館の建物竣工
- 平成7年1月21日—東京都写真美術館総合開館

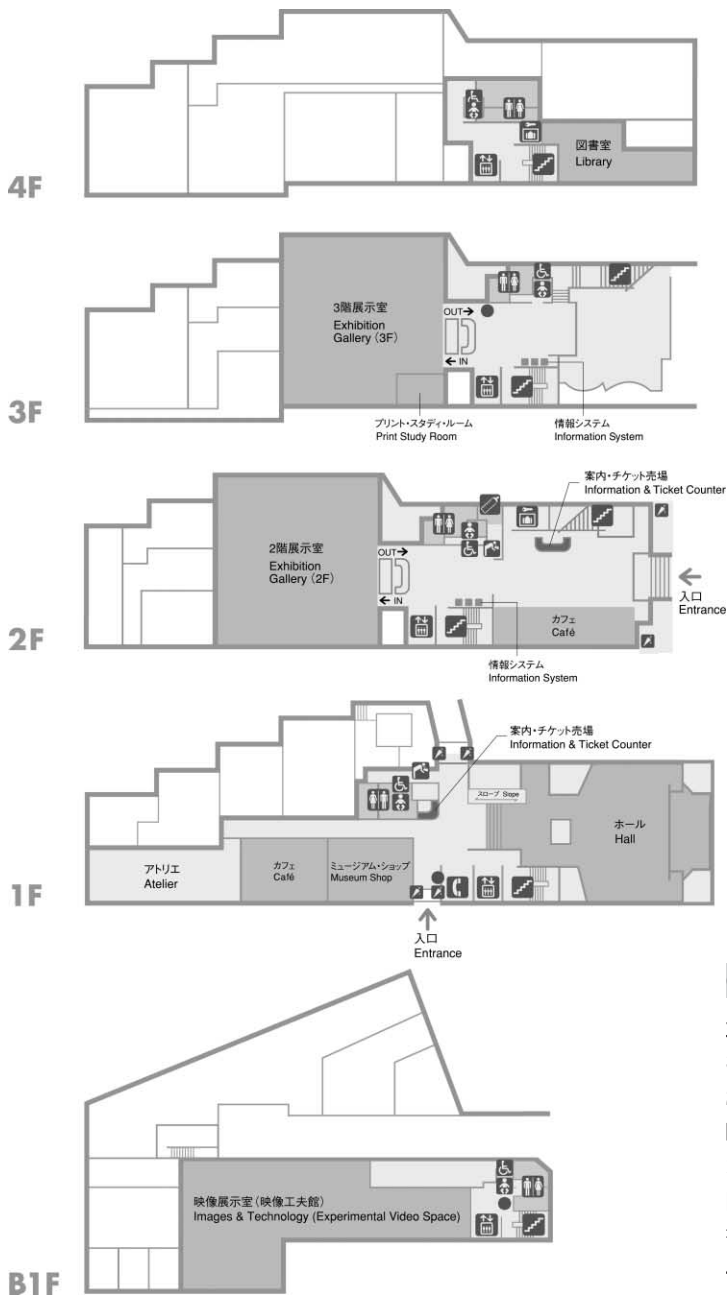
[歴代館長]

- 平成2年6月1日—初代館長に渡辺義雄就任（平成7年3月31日まで）
- 平成7年4月1日—第2代館長に三木多聞就任（平成12年3月31日まで）
- 平成12年4月1日—第3代館長に徳間康快就任（同年9月20日まで）
- 平成12年11月6日—第4代館長に福原義春就任

●組織図



●平面図



●施設面積

主要諸室	面積 (㎡)
3階展示室 (プリント・スタディ・ルームも含む)	495
2階展示室	495
映像展示室	532
ホール	283
図書室	121
書庫	207
4階収蔵庫	170
3階収蔵庫	176
2階収蔵庫	176
ミュージアムショップ	50
1階カフェ	94
2階カフェ	10
総面積	7,500

●建物概要

外部

- 外壁. 大型陶板タイル 750口 乾式工法
花崗岩貼り (本磨き、ジェットバーナー仕上げ)
- 屋根. アスファルト防水 コンクリート押え
伸縮目地切り (一部陶器タイル貼り)
- 床. ステンレス瓦棒葺き フッ素樹脂塗装
レンガタイル貼り 大型タイル貼り 花崗岩貼り

内部 (エントランスホール)

- 天井. アルミパネル貼り
- 壁. 大理石貼り (本磨き、一部サンドブラスト仕上げ)
- 床. 花崗岩貼り (ウォータージェット仕上げ、一部本磨き)

内部 (展示室)

- 天井. 岩綿吸音板貼り
アクリルエマルジョン塗装 (一部直天)
- 壁. ゼオライトパネル貼り ガラスクロス貼り
アクリルエマルジョン塗装
- 床. タイルカーペット貼り

収蔵庫環境

- 収蔵庫、展示室に120カ所の温湿度計測システムを設置、
24時間自動管理。
- 収蔵棚-1・海外作家作品 (銀塩・顔料)
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-2・国内作家作品 (銀塩・顔料)
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-3・歴史的写真および古典写真 (染料)、カラー
写真、乾板
10±1℃、RH45±5%
- 収蔵棚-4・フィルム類
5±1℃、RH45±5%
- 収蔵棚-5・写真・映像関連機材
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-6・作家周辺資料
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-7・映像資料用フィルム類
20±1℃、RH50±5%

●設備概要

昇降機設備

- 1 荷物用エレベーター：1台
ロープ式：3t 内法：W3m×D4m×H3m
- 2 身障者用エレベーター：1台
ロープ式：24人乗り (1,650kg)
- 3 身障者用屋外型エスカレーター：1台
幅：1,200mm

電気設備

- 1 受変電設備
受変電圧：3相3線式 6,600V/50Hz
変圧器容量：1,900KVA
契約電力：600KW
- 2 自家発電設備
始動方式：電気式
冷却方式：ガスタービン
燃料：特A重油1,950L
運転時間：7.3時間
- 3 蓄電池設備
キュービクル式直流電線装置容量：200AH
- 4 動力設備
- 5 電灯、コンセント、照明設備
- 6 一般放送、非常用放送設備
- 7 電話設備
- 8 インターホン設備
- 9 テレビ共同視聴設備
- 10 自動火災報知設備
- 11 ITV監視装置
- 12 防犯センサー装置
- 13 音響・映像装置
- 14 電飾案内表示

空調設備

- 1 中央監視方式 個室などは個別式
- 2 空気-水方式 冷媒方式
- 3 熱源
空冷ヒートポンプチラー
冷房：49.2USRT (24時間空調対象系統)
ヒートポンプパッケージ型空調機：8台
全熱交埃器ユニット：13台
地域冷暖房システムより供給：冷水549,000kcal/H、
78m³/H
蒸気521,000kcal/H、
895kg/H

開館時間

- 展示室－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）
チケット販売は閉館の30分前まで。
- 図書室－10:00-18:00
閲覧・コピー請求受付－10:00-11:30／13:00-17:30
- ホール－10:00-21:00（この間、複数回上映）
各上映によりスケジュールが変わります。
- カフェ－10:00-20:00／10:00-18:00（日）
ラストオーダーは閉店の30分前まで。
- ミュージアム・ショップ
－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）

休館日

- 毎週月曜日（月曜日が祝日または振替休日の場合は、その翌日）
- 年末年始

観覧料

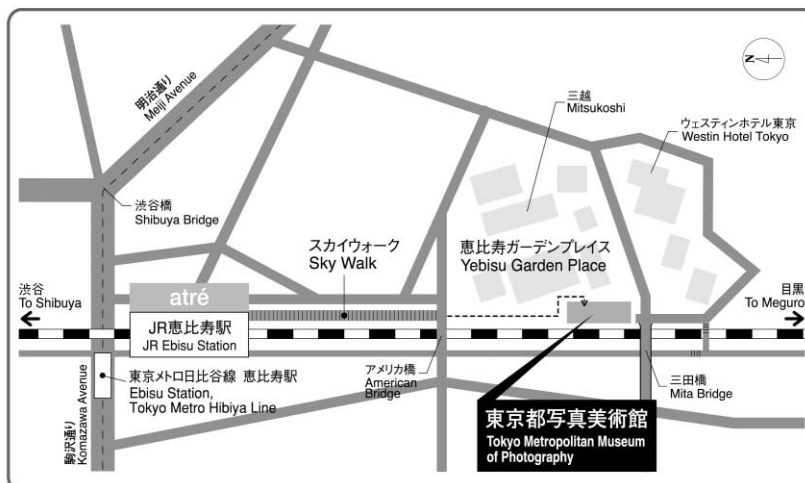
- 展覧会・上映会によって、料金が異なります。インフォメーション・カウンター（チケット売場）でお問い合わせください。

特別観覧（プリントスタディールーム）

- 日時（予約制）：毎週木曜日 13:00～18:00
- 料金：作品等1点につき340円（観覧当日払い）

交通案内

- JR恵比寿駅東口より「スカイウォーク」にて徒歩約7分。
（恵比寿ガーデンプレイス内）
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」1番出口より正面のJR駅ビル・アトレの上りエスカレーターを利用、そのまま駅ビル内を直進し、「スカイウォーク」にて徒歩約10分。
- 東急目黒線、都営三田線「目黒駅」より徒歩約20分。
- 恵比寿1丁目バス停、または恵比寿4丁目バス停より徒歩約7分（田87）。



東京都写真美術館年報2006-07（平成18年度）

発行日：平成19年5月15日

編集：東京都写真美術館

製作・印刷：光写真印刷株式会社

発行：財団法人東京都歴史文化財団 東京都写真美術館
〒153-0062

東京都目黒区三田1-13-3

恵比寿ガーデンプレイス内

電話：03-3280-0099（代表）



東京都写真美術館
〒153-0062
東京都目黒区三田1-13-3
TEL.03-3280-0099